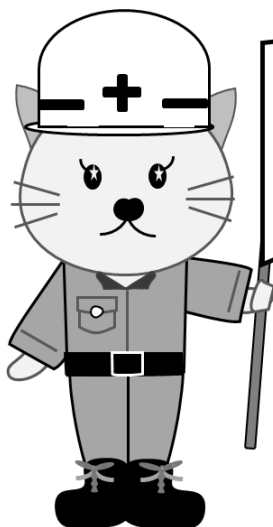


解体工事業者登録申請等の手引

(令和7年10月改訂)



解体工事業を営むには
解体工事業の登録を行ってください



解体工事も
“分別”と“リサイクル”が必要です

○無許可・無登録で解体工事業を営むと、法律により罰せられます

申請書の受付

1 場所

東京都都市整備局市街地建築部建設業課
(都庁第二本庁舎3階南側)

2 時間

月曜日～金曜日(土日、祝日は除く。)

【申請】午前9:00～午後4:00

【届出】午前9:00～午後5:00

※ 手数料の納入が必要な申請(新規・更新)については、
午後4時までに発券機で番号札を発券する必要があります。

※ 正午～午後1:00の間は人員を減らしての対応となります。

(注) 変更届出等一部の手続について、郵送による受付を行います(P5参照)。

(注) 各種申請・届出について、電子(LoGoフォーム)による受付を行います(P5参照)。

下記のお問合せ先で相談を受け付けています。

市街地建築部建設業課審査担当

(代表) 03-5321-1111 (内線) 30-666

建設業課内相談コーナー

(代表) 03-5321-1111 (内線) 30-657, 658, 659

時間 午前 9:30～11:30

午後 1:00～4:30

東京都都市整備局市街地建築部建設業課

目 次

目 的	1
1 解体工事業について	1
(1) 登録を必要とする者（解体工事業者）（法第21条第1項）	1
(2) 技術管理者の設置（法第31条）	2
(3) 技術管理者の要件	2
2 申請手続	3
(1) 登録の申請 <新規>（法第22条第1項）	3
(2) 登録の更新（法第21条第2項）	4
(3) 変更の届出（法第25条第1項）	4
(4) 廃業等の届出（法第27条）	4
(5) 抹消の届出（法第28条）	4
(6) 解体工事業者登録簿の閲覧	5
(7) 解体工事業者登録証明書の発行	5
(8) 提出部数及び提出方法	5
(9) 手数料及び支払方法	6
(10) 申請書類の入手先案内	6
3 標識の掲示（法第33条）	7
4 帳簿の備付け等（法第34条）	7
別 表	8
記入要領と記入例	11
(1) 解体工事業登録申請書の記入要領と記入例	11
(2) 誓約書の記入要領と記入例	15
(3) 実務経験証明書の記入要領と記入例	15
(4) 登録申請者の調書の記入要領と記入例	17
(5) 役員等氏名一覧表の記入要領と記入例	18
(6) 解体工事業登録事項変更届出書の記入要領と記入例	19
(7) 解体工事業廃業等届出書の記入要領と記入例	20
(8) 建設業許可取得通知書の記入要領と記入例	21

※ 押印手続の見直しについて

押印を求める手続の見直し等のため、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第五章に基づく解体工事業に係る登録等に関する省令の一部が改正されました（公布：令和2年12月23日公布、施行：令和3年1月1日施行）。

1 押印について

- (1) 省令の別記様式の押印は不要となります。
- (2) 申請・届出について、必要書類が整っていることを確認して受け付けます。
- (3) 行政書士による代理申請・届出の場合は、行政書士法施行規則第9条第2項に基づき、記名のうえ、行政書士職印を押印してください。

2 改正後の別記様式について

改正後の別記様式については、建設業課ホームページにも掲載しています。

なお、申請者欄等に「印」の表記のある旧様式による申請書等及び既に押印されている申請書等も受付しますので、書類を再作成いただく必要はありません。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく 解体工事業者の登録について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。通称「建設リサイクル法」。以下「法」という。)により、解体工事を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないことになっています。

この手引は、登録の手続などについて、簡単にまとめたものです。法の主旨を十分御理解の上、この手引を参考にして手続をしてください。

目 的

特定の建設資材（コンクリート・木材・アスファルト）について、その分別解体等及び再資源化を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業について登録制度を実施することにより、再資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

1 解体工事業について

建設業のうち、建築物（本体の床面積の減少するものを含む。）又は建築物以外の工作物を除去するために行う工事です。具体例は下表のとおりです。

工事の内容	種類	対象建設工事	登録	理由
建築物の全部解体	解体	解体	必要	建築物の全部についてその機能を失わせるため届出も登録も必要
建築物の一部解体	解体	解体	必要	建築物の一部についてその機能を失わせるため届出も登録も必要
曳家	修繕・模様替等	修繕・模様替等	不要	構造耐力上主要な部分である基礎から上屋を分離するが、仮設によって支えられており、また、曳家をしている間でも建築物として機能しているため修繕・模様替等として扱う。
構造耐力上主要な壁の取り壊し	解体	床面積が算定できない場合には対象外	不要	壁は構造耐力上主要な部分に当たるが、壁の床面積が算定できない場合にはこれをゼロとしてもよい。この場合には対象建設工事とならないため届出は不要。また、壁のみの取り壊しで建築物の除却を目的とするものでなければ、登録も不要
設備工事の附帯工事として壁にスリーブを抜く工事	解体	床面積が算定できない場合には対象外	不要	壁は構造耐力上主要な部分に当たるが、壁の床面積が算定できない場合にはこれをゼロとしてもよい。この場合には対象建設工事とならないため届出は不要。また、附帯工事として行われるものであれば、登録も不要
設備工事の附帯工事として床版にスリーブを抜く工事	解体	解体	不要	床版は構造耐力上主要な部分に当たるため、それにスリーブを抜く工事は解体工事となるが、附帯工事として行われるものであれば、登録も不要
屋根ふき材の交換	修繕・模様替等	修繕・模様替等	不要	屋根ふき材は構造耐力上主要な部分に該当しないため。
屋根ふき材の交換に当たり屋根版が腐っている等の理由により屋根版を交換しないと屋根ふき材の交換ができない場合	解体+新築	解体+新築	不要	屋根版は構造耐力上主要な部分に当たるため、その交換は解体工事+新築工事となる。ただし、屋根ふき材の交換の附帯工事として行われる場合は、登録は不要
屋根版の全部交換	解体+新築	解体+新築	必要	屋根版は構造耐力上主要な部分に当たるため、その交換は解体工事+新築工事となる。

(注) 対象建設工事となるのは、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設工事の規模に関する基準以上のもの

床面積とは、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積

(『建設リサイクル法の解説』より)

(1) 登録を必要とする者（解体工事業業者）（法第21条第1項）

解体工事を請け負う営業（その請け負った解体工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をしようとする者は、元請・下請の別にかかわらず、その業を行おうとする区域を管轄する知事の登録を受けなければなりません。ただし、土木工事業・建築工事業・解体工事業の建設業許可を受けた者を除きます。

(営業所を置いていなくとも、その工事を行う都道府県で、知事の登録が必要)

(請負代金の額が500万円以上(消費税込み)の場合、建設業許可が必要)

また、建設業法の改正に伴う解体工事業の申請に関する経過措置は終了しました。令和元年(2019年)6月1日以降は、とび・土工・コンクリート工事業の建設業許可を受けた者であっても、解体工事を施工することはできません。

(2) 技術管理者の設置（法第31条）

解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で、主務省令で定める基準に適合する者（以下「技術管理者」という。）を選任しなければなりません。

技術管理者は、建築物等の構造・工法・周辺の土地利用状況等を踏まえた、解体方法や機械操作等に関する知識・技術等を備えた者をいいます。

(3) 技術管理者の要件

A 次のいずれかに該当する者	
1) 大 学	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、解体工事に関し2年以上の実務経験を有する者
2) 高等専門学校	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、解体工事に関し2年以上の実務経験を有する者
3) 高等学校	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、解体工事に関し4年以上の実務経験を有する者
4) 中等教育学校 ^{注2)}	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、解体工事に関し4年以上の実務経験を有する者
5) 解体工事に関し8年以上の実務経験を有する者	
B 次のいずれかの資格を有する者	
6) 1級建設機械施工技士 ^{注3)}	旧：1級建設機械施工管理技士
7) 2級建設機械施工技士（種別「第1種」又は「第2種」に限る。） ^{注3)}	旧：2級建設機械施工管理技士
8) 1級土木施工管理技士 ^{注3)}	
9) 2級土木施工管理技士（種別「土木」に限る。） ^{注3)}	
10) 1級建築施工管理技士 ^{注3)}	
11) 2級建築施工管理技士（種別「建築」又は「躯体」に限る。） ^{注3)}	
12) 1級建築士 ^{注4)}	
13) 2級建築士 ^{注4)}	
14) 1級のとび又はとび工の技能検定に合格した者 ^{注5)}	
15) 2級のとび又はとび工の技能検定に合格した後、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者 ^{注5)}	
16) 技術士（2次試験のうち建設部門に合格した者に限る。） ^{注6)}	
C 次のいずれかに該当する者で、国土交通大臣が実施する講習又は登録した講習を受講した者^{注7)}	
17) 大 学	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者
18) 高等専門学校	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者
19) 高等学校	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
20) 中等教育学校 ^{注2)}	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
21) 解体工事に関し7年以上の実務経験を有する者	
D 国土交通大臣の登録を受けた試験に合格した者^{注8)}	
E 国土交通大臣が上記A～Dと同等以上の知識及び技能を有すると認定した者	

注1) 土木工学科等とは、

土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科をいう。

（解体工事業に係る登録等に関する省令（以下「省令」という。）第7条第1号）

なお、類似学科について、学科名の末尾にある「科」「学科」「工学科」の置き換えは事前に御相談ください。

注2) 中等教育学校とは、いわゆる中高一貫教育で、卒業後は高等学校卒業と同等となる学校のことをいう。

注3) 建設業法の定めによる。

注4) 建築士法の定めによる。

注5) 職業能力開発促進法の定めによる。

注6) 技術士法の定めによる。

注7) 「国土交通大臣が登録した講習」は、下記の2団体が実施する解体工事施工技術講習会が該当する（省令第7条第2号）。

注8) 「国土交通大臣の登録を受けた試験に合格した者」には、下記の2団体が実施する解体工事施工技士の試験に合格した者が該当する（省令第7条第3号）。

・公益社団法人全国解体工事業団体連合会

所在地：東京都中央区日本橋三丁目14番5号 祥ビル5F

電 話：03-6262-0321

・株式会社日本解体工事技術協会（平成20年12月31日廃止）

受講修了証や合格証明書の再発行などの事務の一部については、公益社団法人全国解体工事業団体連合会に引き継がれています。

2 申請手続

(1) 登録の申請 <新規> (法第22条第1項)

電子可 (郵送不可)

解体工事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければなりません。

- ① 商号、名称又は氏名及び住所
- ② 営業所の名称及び所在地
- ③ 法人である場合は、その役員氏名
 - ・業務執行社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者
 - ・相談役、顧問等、取締役などと同等以上の支配力を有する者
 - ・総株主の議決権の5%以上を有する株主又は出資総額の5%以上に相当する出資を行っている個人
- ④ 未成年者の場合は、その法定代理人の氏名及び住所
- ⑤ 法第31条に規定する技術管理者の氏名

※申請書類及び添付書類は、別表(P8)のとおり

注意

解体工事業者の登録を受けようとする者が次の事項に該当する場合、又は登録申請書等に虚偽の記載があった場合や、重要な事実の記載がなかった場合は、登録を拒否しますので注意してください。(法第24条)

登録を受けられない条件 (登録を拒否する事由)

1	解体工事業の登録を取り消された日から、2年を経過していない者
2	解体工事業の業務停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者
3	解体工事業の登録を取り消された法人において、その処分日の前30日以内に役員であり、かつその処分日から2年を経過していない者
4	建設リサイクル法に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから2年を経過していない者
5	暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
6	解体工事業者が法人の場合で、役員の中に、上記1～5のいずれかに該当する者がいるとき。
7	解体工事業者が未成年で、法定代理人を立てている場合、法定代理人が上記1～5のいずれかに該当するとき。
8	技術管理者を選定していない者
9	暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 登録の更新（法第21条第2項）

郵送・電子可

登録の有効期間は5年です。引き続き解体工事業を営もうとする者は、有効期間が満了する日の2か月前から30日前までに更新の手続きをする必要があります。

(例) 登録日が8月5日の場合

有効期間が満了する日は8月4日であるため、更新申請が受付可能となるのは、6月4日（土日祝日である場合は翌開庁日）からとなります。

6月					7月					8月				
	4日						5日				4日	5日		
	2か月前						30日前				有効期間満了日	登録日		

受付期間 ※ 受付開始日が土日祝日である場合は翌開庁日

更新の申請書類については、新規（登録）の申請の場合と同じです。
なお、更新申請が受理されていれば、有効期間の満了後であっても通知等の処分があるまでは、従前の登録が有効です。

※更新申請の「登録通知書」は、有効期間満了日の翌日以後に郵送いたします。
※申請書類及び添付書類は、別表（P8）のとおり

(3) 変更の届出（法第25条第1項）

郵送・電子可

解体工事業者は、法第22条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届出なければなりません。

※申請書類及び添付書類は、別表（P9～10）のとおり

(4) 廃業等の届出（法第27条）

郵送・電子可

解体工事業者が、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、30日以内にその旨を都道府県知事に届出なければなりません。

- ア 死亡した場合：その相続人
- イ 法人が合併により消滅した場合：消滅時に法人を代表する役員であった者
- ウ 法人が破産により解散した場合：その破産管財人
- エ 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合：その清算人
- オ 解体工事業を廃止した場合：解体工事業者であった個人又は法人の役員

※個人事業主が法人成りした場合、個人事業主は廃業届を提出したうえで、法人の新規申請が必要です。

※申請書類及び添付書類は、別表（P10）のとおり

(5) 抹消の届出（法第28条）

郵送・電子可

解体工事業者の登録を受けた後、建設業法に基づく、土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可を受けた者は、「建設業許可取得通知書（P21）」を提出してください。

※申請書類及び添付書類は、別表（P10）のとおり

(6) 解体工事業者登録簿の閲覧

東京都都市整備局ホームページにも掲載

建設業課の窓口において、解体工事業者登録簿の閲覧が可能です。

○閲覧場所：都庁第二本庁舎 3 階南側 建設業課閲覧窓口

○閲覧時間：午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（土日、祝日を除く。）

○手数料：無料

(7) 解体工事業者登録証明書の発行

郵送・電子可

登録通知書を紛失した場合などで、解体工事業者として登録されていることを証明したい場合は、解体工事業者登録証明書の発行を申し込むことができます。

証明書発行手数料 1 通 400円

(8) 提出部数及び提出方法

提出部数： 正本・副本を、それぞれ 1 部ずつ作成してください。

① 窓口提出

② 郵送による提出

(2)～(5)の申請・届出（更新・変更・廃業・抹消）及び証明書の発行は、郵送での提出が可能です。

正本、副本各 1 部（必要書類は P 8～10 を参照）を下記宛先へ提出してください。なお、送料は申請者の負担となります。（証明書の発行は正本のみで可）

また、受付後に副本等を返送しますので、郵送料に見合った切手を貼り付けた返信用封筒の同封をお願いします。

なお、郵送により提出した更新の申請については、後日来庁のうえ、手数料を窓口で納入していただいてから受付して副本等をお返しいたします。

また、更新の申請について、登録の有効期間満了日まで 30 日を確保できないものは、来庁のうえ、窓口での提出のみとなります。

郵送による書類提出の詳細については建設業課ホームページを御覧ください
(https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi_keikan/shoshigen/recy/6/post)。

（宛先）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

都庁第二本庁舎 3 階南側

東京都都市整備局市街地建築部建設業課 解体登録担当

（代表）03-5321-1111 （内線）30-666

③ 電子（LoGo フォーム）による提出

令和 6 年 12 月 3 日より、従来の東京共同電子申請・届出サービスから、LoGo フォームに変更となりました。

(1)～(5)の申請・届出（新規・更新・変更・廃業・抹消）及び証明書の発行は、LoGo フォームでの提出が可能です。

初回利用時のみアカウントの登録が必要となりますので、事前に登録手続きをお願いいたします (<https://logoform.jp/signup>)。

また、更新の申請について、登録の有効期間満了日まで 30 日を確保できないものは、来庁のうえ、窓口での提出のみとなります。

LoGo フォームによる書類提出の詳細については建設業課ホームページを御覧ください

(https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi_keikan/shoshigen/recy/recy_logo)。

(9) 手数料及び支払方法

①登録手数料

(新規) : 45,000円、(更新) : 26,000円

(変更届・廃業届等) : 手数料はかかりません。

※なお、申請書を提出し、受付された後に取り下げる場合は、納入された手数料を還付することはできませんので、あらかじめ御了承ください。

②支払方法

(窓口) : 現金、クレジットカード、電子マネー、コード決済

(電子) : クレジットカード、PayPay

※利用可能な決済ブランドは建設業課ホームページを御確認ください。

(10) 申請書類の入手先案内

法令用紙取扱店で購入するか、都市整備局ホームページからダウンロードしてください。

■法令用紙取扱店

一般財団法人東京都弘済会 弘済会アシスト

所在地 : 〒104-0043

東京都中央区湊一丁目12番11号 八重洲第七長岡ビル4階

電話 : 03-6826-1011

※都民広場地下にあった弘済会アシストの店舗は、令和4年12月15日をもって閉鎖されました。

■都市整備局ホームページからの申請書類のダウンロード方法

下記のURLを直接入力し、都市整備局ホームページからダウンロードしてください。

ダウンロードしたファイルはA4用紙に出力して御使用ください。

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi_keikan/shoshigen/recy/6/kaitai_youshiki

3 標識の掲示（法第33条）

解体工事業者は、営業所及び解体工事現場ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他国土交通省令（解体工事業に係る登録等に関する省令（平成13年国土交通省令第92号。以下「省令」という。））で定める事項を記載した、下記の標識（様式第7号）を掲げなければなりません。

別記様式第7号（第8条関係）

← 35cm以上 →

解 体 工 事 業 者 登 録 票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代 表 者 の 氏 名	
登 録 番 号	知事（登 ）第 号
登 録 年 月 日	令和 年 月 日
技術管理者の氏名	

↑ 25 cm 以上 ↓

備 考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

4 帳簿の備付け等（法第34条）

解体工事業者は、営業所ごとに下記の帳簿（様式第8号）を備え、請け負った解体工事ごとに作成し、添付書類（請負契約書、変更請負契約書、その写し等）とともに事業年度の終了後から**5年間保存**しなければなりません。

なお、帳簿の記載事項や添付書類の内容が、必要に応じ解体工事業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、CD-ROM等に記録することで、下記の帳簿への記載や添付書類に代えることもできます。詳細については、省令第9条に規定されています。

別記様式第8号（第9条関係） (A 4)

注文者の氏名または 名 称	
注 文 者 の 住 所	郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -
施 工 場 所	
着工年月日及び竣工 年 月 日	自令和 年 月 日 至令和 年 月 日
工 事 請 負 金 額	
当該工事に係る 技術管理者の氏名	

別 表

- (1) 申請書類は、正本（東京都用：原本）及び副本（申請者控：原本写し）を提出してください。
- (2) 住民票、履歴事項全部証明書、卒業証明書等は発行後3か月以内の原本を提出してください。
※住民票は、個人番号及び住民票コードの記載がされていないものを提出してください。
- (3) 郵送で提出できるものには【郵送可】、電子（LoGoフォーム）で提出できるものには【電子可】の表記があります。詳細はP 5の提出方法を確認してください。

(1) 新規申請・更新申請の提出書類

※更新については【郵送可】(有効期間満了日まで30日を確保できる場合のみ)

※新規・更新ともに【電子可】(更新は有効期間満了日まで30日を確保できる場合のみ)

新規・更新

- 1 解体工事業登録申請書（別記様式第1号） P11～14参照
- 2 誓約書 （別記様式第2号） P15参照
- 3 登録申請者の調書 （別記様式第4号） P17参照
 (法人の場合)
 ・法人分＋役員全員分（業務執行社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者、株主等を含む。）の作成が必要
 例) 申請者が法人であり、役員が1名である場合、計2枚作成する。
 (個人事業主の場合)
 ・申請者分の1枚のみを作成する。
 (法定代理人の場合)
 ・申請者分のほかに「法定代理人」分を作成する（計2枚必要）。
 (未成年の申請者で法定代理人が法人の場合)
 ・申請者分のほかに、法定代理人（法人）分、さらに、役員全員分の作成が必要
 例) 役員2名の法人が法定代理人である場合は、計4枚必要（申請者、法人、役員2名分）
- 4 技術管理者の資格等を証明する書類 P2参照
 (共通)
 ・技術管理者の住民票原本
 (資格等で証明する場合) ※実務経験の証明も併せて必要な場合がある
 ・資格者証等の写し
 例) 「解体工事施工技士」の場合は、合格証明書、資格者証又は登録証
 ・講習受講者は受講修了証の写し
 (各学校を卒業している場合) ※実務経験の証明も併せて必要
 ・学卒者は卒業証書の写し又は卒業証明書原本
 (実務経験の証明が必要な場合)
 ・実務経験証明書（P15～16参照）
- 5 申請者の身分等を証明する書類
 (法人の場合)
 ・履歴事項全部証明書原本及び役員全員（相談役、顧問、株主等は除く。）の住民票原本
 (個人事業主の場合)
 ・事業主本人の住民票原本
 (法定代理人の場合)
 ・法定代理人の住民票原本
 (未成年の申請者で法定代理人が法人の場合)
 ・法人の履歴事項全部証明書原本及び役員全員（相談役、顧問、株主等は除く。）の住民票原本
- 6 役員等氏名一覧表 P18参照
- 7 その他状況に応じて必要な書類
 【営業所の確認資料】
 ※営業所が登記されていない場合や、営業所が住民票と異なる場合、
 建物の登記簿謄本原本、賃貸借契約書の写し等、営業所の使用権原が確認できる書類

(2) 変更届の提出書類

変更	技術管理者の変更		【郵送・電子可】
	1	解体工事業登録事項変更届出書（別記様式第6号）	P19参照
	2	技術管理者の資格等を証明する書類 (共通) ・技術管理者の <u>住民票原本</u> (資格等で証明する場合) ※実務経験の証明も併せて必要な場合がある ・ <u>資格者証等の写し</u> 例) 「解体工事施工技士」の場合は、合格証明書、資格者証又は登録証 ・講習受講者は <u>受講修了証の写し</u> (各学校を卒業している場合) ※実務経験の証明も併せて必要 ・学卒者は <u>卒業証書の写し</u> 又は <u>卒業証明書原本</u> (実務経験の証明が必要な場合) ・ <u>実務経験証明書</u> (P15~16参照)	P2参照
	商号・名称・氏名及び住所の変更		【郵送・電子可】
	1	解体工事業登録事項変更届出書（別記様式第6号）	P19参照 ※個人から法人への変更は、廃業届を提出し、改めて法人として新規申請をする必要があります。
変更	2	変更内容を確認できる書類 (法人の場合) ・商号等の変更を確認するための、 <u>履歴事項全部証明書原本</u> 又は <u>閉鎖事項全部証明書原本</u> (個人事業主の場合) ・氏名等の変更を確認できる <u>住民票原本</u> 、 <u>戸籍謄本原本</u> など	
	営業所の新設、廃止、名称及び所在地の変更		【郵送・電子可】
	1	解体工事業登録事項変更届出書（別記様式第6号）	P19参照
変更	2	変更内容を確認できる書類 (営業所が登記されている場合・営業所が住民票と同じ場合) ・法人： <u>履歴事項全部証明書原本</u> 又は <u>閉鎖事項全部証明書原本</u> ・個人： <u>住民票原本</u> (営業所が登記されていない場合・営業所が住民票と異なる場合) ・建物の登記簿謄本原本、賃貸借契約書の写し等、営業所の使用権原が確認できる書類	
	役員の変更		【郵送・電子可】
	1	解体工事業登録事項変更届出書（別記様式第6号）	P19参照
変更	2	誓約書 (別記様式第2号)	P15参照 ・新規就任者がいる場合に提出
	3	登録申請者の調書 (別記様式第4号)	P17参照 ・新規就任者がいる場合に提出
	4	変更内容を確認できる書類 ・役員の就退任のわかる、 <u>履歴事項全部証明書原本</u> 又は <u>閉鎖事項全部証明書原本</u> ・新たに役員となる者（相談役、顧問、株主等は除く。）の <u>住民票原本</u>	
変更	5	役員等氏名一覧表	P18参照 ・新規就任者について記載

変 更	法定代理人の変更		【郵送・電子可】
	1	解体工事業登録事項変更届出書（別記様式第6号） P19参照	
		・新たに法定代理人になる者の <u>住民票原本</u> （未成年の申請者で法定代理人が法人の場合は、法人の <u>履歴事項全部証明書原本</u> 及び役員全員（相談役、顧問、株主等は除く。）の <u>住民票原本</u> が必要）	
	2	誓約書	（別記様式第2号） P15参照
	3	登録申請者の調書	（別記様式第4号） P17参照
		・法定代理人について作成	
	4	変更内容を確認できる書類	
		・役員の就退任のわかる、 <u>履歴事項全部証明書原本</u> 又は <u>閉鎖事項全部証明書原本</u>	
		・新たに役員となる者（相談役、顧問、株主等は除く。）の <u>住民票原本</u>	
	5	役員等氏名一覧表	P18参照
		・新規就任者について記載	
	(3) 廃業届及び抹消に伴う提出書類		
	解体工事業の廃止		【郵送・電子可】
	1	解体工事業廃業等届出書（都規則第4号） P20参照	
		・届出者は、 <u>法人である場合はその代表者、個人事業主である場合は本人</u>	
		（※代表者が届出を出すことができない合理的な理由がある場合は、その他の役員でも可能	
		・その役員個人の <u>印鑑証明書原本</u>	
		・役員であることが分かる <u>履歴事項全部証明書原本</u> ）	
	個人の事業主の死亡		【郵送・電子可】
	1	解体工事業廃業等届出書（都規則第4号） P20参照	
		・届出者は、 <u>相続人</u>	
		・届出者の <u>印鑑証明書原本</u>	
		・個人事業主の死亡及び届出者が相続人と確認できる <u>戸籍謄本原本</u>	
	廃 業	法人が合併等により消滅	
1		解体工事業廃業等届出書（都規則第4号） P20参照	
		・届出者は、 <u>法人の消滅時に法人を代表する役員であった者</u>	
		・役員個人の <u>印鑑証明書原本</u>	
		・当該役員であったことを確認できる <u>解散登記後の閉鎖事項全部証明書原本</u>	
法人が破産により解散		【郵送・電子可】	
	1	解体工事業廃業等届出書（都規則第4号） P20参照	
		・届出者は、 <u>破産管財人</u> ※破産手続を終了している場合は、「合併等による消滅」を参照	
		・裁判所発行の「 <u>破産管財人選任及び印鑑証明書</u> 」	
	法人が上記以外の理由により解散		【郵送・電子可】
	1	解体工事業廃業等届出書（都規則第4号） P20参照	
		・届出者は、 <u>清算人</u> ※清算手続が終了している場合は、「合併等による消滅」を参照	
	・当該法人の清算人であることを確認できる <u>履歴事項全部証明書原本</u>		
	・清算人個人の <u>印鑑証明書原本</u>		
抹 消	建設業許可の取得に伴う抹消		【郵送・電子可】
	1	建設業許可取得通知書（都規則別記第1号） P21参照	
		・ <u>建設業許可通知書の写し</u> 又は <u>建設業許可証明書（原本）</u> ※廃業届の提出は不要です。	

記入要領と記入例

(1) 解体工事業登録申請書の記入要領と記入例

<表面>

- ① 「登録の種類」の欄では、申請しようとする登録が「新規」の場合は「更新」を消し、「更新」の場合は「新規」を消します。
- ② 「※登録番号」及び「※登録年月日」の欄には、東京都が記入するので、記入しないでください。
- ③ 「申請者」の欄には、申請書を提出する年月日と申請者（法人の場合は商号及びその代表者）の氏名を記入します。また、東京都知事宛であることも併せて記入します。
- ④ 「商号、名称又は氏名」の欄には、法人の場合は法人名、個人の場合は本人の氏名を記入し、カタカナで振り仮名を付けます。

- ⑤ 「住所」の欄には、法人の場合は、主たる営業所（本社、本店など）の所在地^{注）}を記入し、個人の場合には、本人の住所を記入します。郵便番号、電話番号も併せて記入します。

注）登記上と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地を記入します。

- ⑥ 「法人である場合の代表者の氏名」の欄には、法人の代表者の氏名を記入し、カタカナで振り仮名を付けます。個人で申請する場合には、この欄には記入不要です。
- ⑦ 「法人である場合の役員の氏名及び役名等」の欄には、法人の役員^{注）}の氏名、役職及び常勤・非常勤の別を記入し、カタカナで振り仮名を付けます。個人で申請する場合には、この欄には、記入不要です。

注）役員とは、業務を執行する社員（合名会社の社員、合資会社の無限責任社員又は合同会社の社員）、取締役（株式会社（有限会社を含む。）の取締役）、執行役又はこれらに準ずる者（例えば、法人格のある各種組合等の理事等）、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）をいいます。

- ⑧ 「申請時において既に受けている登録」の欄には、登録の更新を申請する場合に東京都で現に受けている登録番号を記入します。したがって、新規に登録を申請する場合には、この欄には記入不要です。

※法人の場合には、商号、代表者の氏名及び役員の氏名は履歴事項全部証明書の字で記入すること。個人の場合には、氏名は住民票の字で記入すること。

表面

新規申請のときは「更新」を、
更新申請のときは「新規」を消す。

(A 4)

解体工事業登録申請書

②

登録の種類

① 新規・更新

※登録番号

※登録年月日

当該書類を提出する日を記入

年 月 日

この申請書により、解体工事業の登録の申請をします。

年 月 日

行政書士等の代理人による申請・届出の場合に記入
申請者本人による申請を行う場合は記入不要
(記入不要例：申請会社の役員・従業員、個人事業主の事業専従者)

③ 株式会社 東京解体興業
申請者 代表取締役 東京 太郎

東京都 知事 殿

代理人

法人：履歴事項全部証明書に合わせる。
個人：屋号登記時を除き個人名
(住民票に合わせる。)

フリガナ
商号、名称又は氏名

④ カブシキガイシャ トウキョウカイタイコウギョウ
株式会社 東京解体興業

住 所 ⑤

郵便番号 (〇〇〇 - 〇〇〇〇)
東京都新宿区西新宿〇-〇
電話番号 (03) 〇〇〇〇-〇〇〇〇

法人である場合の
フリガナ ⑥
代表者の氏名

トウキョウ タロウ
東京 太郎

個人の場合は、記入不要

法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役名等

⑦ フリガナ
氏 名

役名等（常勤・非常勤）

フリガナ
氏 名

役名等（常勤・非常勤）

トウキョウ タロウ
東京 太郎
代表取締役（常勤）
シンジユク タロウ
新宿 太郎
顧問（常勤）
トウキョウ ジロウ
東京 次郎
取締役（常勤）
シンジユク ジロウ
新宿 次郎
相談役（非常勤）
ヨトバシ カオ
淀橋 一男
取締役（非常勤）
ヨトバシ ツグオ
淀橋 次男
株主等（非常勤）

法人：履歴事項全部証明書に合わせて記入
個人：記入不要

役名等は相談役、顧問、株主等なども含む。

申請時において既に受けている登録

⑧

(注) P14 下部記載の備考欄も参照すること。

<裏面>

- ⑨ 「法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名」の欄には、選任した技術管理者の氏名を記入します。この技術管理者は、1の(3)「技術管理者の要件」（P 2 参照）の表に示す基準を満たした者でなければいけません。
- ⑩ 「営業所の名称及び所在地」の欄には、全ての営業所について名称・所在地・郵便番号・電話番号を記入します。営業所の名称には、カタカナで振り仮名を付けます。なお、この欄には、東京都以外に所在する営業所についても全て記入する必要があります。
主たる営業所（本社、本店）の所在地が事実上と登記上で異なる場合は、2段書きにします。この場合、裏付資料（建物の登記簿謄本原本、賃貸借契約書の写し等）が必要です。
- ⑪ 「未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所」の欄には、法定代理人の氏名と住所・郵便番号・電話番号を記入します。氏名には、カタカナで振り仮名を付けます。
- ⑫ 「他の都道府県知事の登録状況」の欄には、登録申請時に、東京都以外で、既に解体工事業の登録を受けている場合に、その登録番号を記入します。

裏面

法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名		⑨ 分 別 寛 三			
営業所の名称及び所在地					
フリガナ 名 称		所 在 地 郵便番号 (-) 電話番号 () -			
⑩	ホ ン シヤ 本 社 (事実上)	東京都新宿区西新宿□-□ 郵便番号 (○○○-●●●●●●)			
	ホ ン シヤ 本 社 (登記上)	電話番号 (03) ○○○○-○○○○ 東京都千代田区丸の内○-○			
	タマエビル 多摩営業所	東京都多摩市 ▲▲▲△-△ 郵便番号 (○○○-●●●●●●) 電話番号 (042) ○○○-○○○○			
⑪ 未成年者 である場 合の法定 代理人	法定代 理人が 個人で ある場 合	フリガナ 氏 名	郵便番号 (-) 電話番号 () -		
		住 所			
	法定代 理人が 法人で ある場 合	フリガナ 商号又は名称	事実上と登記上の所在地が異なる場合や 複数の営業所がある場合は 名称と所在地等をそれぞれ2段書きにする。		
		住 所			郵便番号 (-) 電話番号 () -
		フリガナ 役 員 の 氏 名			役名等（常勤・非常勤）
他の都道府県知事の登録状況					
登 録 番 号		登 録 番 号			
⑫					

備 考

- ※印のある欄には、記入しないこと。
- 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
- 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

(2) 誓約書の記入要領と記入例

誓約書は、登録申請者、その役員及び法定代理人が、登録を申請するに当たり2の(1)「登録を受けられない条件」(P3参照)に示す事項に該当していないことを誓約する書面です。

- ① 誓約書には、申請書を提出する年月日と申請者（法人の場合は商号及び代表者）の氏名を記入します。
- ② 申請者が、未成年である場合、「申請者」の下に法定代理人の氏名を記入します。

別記様式第2号（第4条関係）

(A4)

誓 約 書 登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24条第1項各号に 該当しない者であることを誓約します。 令和 年 月 日 ① 株式会社 東京解体興業 申 請 者 代表取締役 東京 太郎 ② 東京都知事 殿	
---	--

(3) 実務経験証明書の記入要領と記入例

実務経験証明書は、選任した技術管理者が必要な実務経験を有することを証明する書面です。「実務経験」とは、解体工事に関する技術上の経験をいい、解体工事の施工を指揮、監督した経験、実際に解体工事の施工に携わった経験のことです。なお、P1(1)記載の通り、**必要な登録又は許可を受けている事業者での実務経験が必要**です。また、解体工事に関する技術を習得するための見習いにおける技術的経験も含みますが、解体工事の現場の単なる雑務や事務の仕事に関する経験は、実務の経験とはなりません。

- ① 「証明者」の欄には、**技術管理者の実務経験を証明する者の氏名**を記入します。証明者は原則として技術管理者の使用者となりますが、証明を得ることができない理由があるときは、「使用者の証明を得ることができない場合」の欄に、その理由を記載して、**技術管理者自身の自己証明とすることができます**。
- ② 「技術管理者の氏名」「生年月日」の欄には、証明を得ようとする技術管理者の氏名と年月日を記入します。
- ③ 「使用者の商号又は名称」の欄には、証明を得ようとする技術管理者が実務の経験を得たときに使用されていた者の商号又は名称を記入します。
- ④ 「使用された期間」の欄には、「使用者の商号又は名称」の欄に記入した使用者に雇用されていた期間を記入します。

- ⑤ 「職名」の欄には、「実務経験の内容」の欄に記入した解体工事に関する実務の経験を有したときの職名を記入します。具体的には、工事主任、現場代理人、〇〇係長、〇〇課長、〇〇工事長等とします。
- ⑥ 「実務経験の内容」の欄には、「職名」の欄に記入した職に従事した期間において、解体工事に携わった実務の経験を、下記記入例を参考に、**1年1行になるよう必要な年数分**を具体的に記入します。例えば、工事名（イニシャルではなく固有名詞で記入）とどのような種類の構造物の解体であったのかが、明らかになるように記入します。その他の工事については、「他〇件」として1年分を1行にまとめて記入します。
- なお、必要となる実務経験年数を満たしていれば、技術管理者が経験した解体工事を、全て記入する必要はありません。所定の用紙内に記入しきれないときは、適宜用紙を追加して、必要となる実務経験年数に達するように記入します。
- ⑦ 「実務経験年数」の欄には、「職名」の欄に記入した職に従事した期間内において、解体工事に係る経験期間を記入します。これらの期間を合計した年数を「合計」の欄に記入します。ただし、経験期間が重複するものがある場合には、二重に計算しないように注意します。
- ⑧ 「使用者の証明を得ることができない場合」とは、「使用者の商号又は名称」の欄に記入された者と、「証明者」の欄に記入された者が異なる場合をいいます。この場合、「その理由」の欄には、「会社解散のため」「事業主死亡のため」等の理由を記入します。
- ⑨ 「証明者と被証明者との関係」の欄には、証明者からみた被証明者（技術管理者）との関係を記入します。具体的には、社員、従業員等と記入します。

別記様式第3号（第4条関係）

(A4)

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、解体工事に関し、下記の通り実務経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

① 証明者 株式会社 東京解体興業
代表取締役 東京 太郎

②

技術管理者の氏名	分 別 寛 三	生年月日	昭和38年7月20日	使用された期間	④ 昭和63 年 4 月 から 平成13 年 10 月 まで
使用 者の 商 号 又 は 名 称	③ 株式会社東京解体興業				
⑤ 職 名	⑥ 実 務 経 験 の 内 容	⑦ 実務経験年数			
工事主任	「◎◎邸解体工事」木造（2階建）建築物の解体 他〇件	平成5 年 4 月 から	平成5 年 12 月 まで		
〃	「〇〇ビル解体工事」SRC（3階建）構造物の解体 他〇件	平成6 年 1 月 から	平成6 年 12 月 まで		
工事係長	「◇◇マンション解体工事」RC造（4階建）建物の解体 他〇件	平成7 年 1 月 から	平成7 年 12 月 まで		
〃	「××邸解体工事」軽量鉄骨（3階建）建築物の解体 他〇件	平成8 年 1 月 から	平成8 年 12 月 まで		
〃	「☆☆邸解体工事」木造（平屋）建築物の解体 他〇件	平成9 年 1 月 から	平成9 年 12 月 まで		
工事課長	「▽▽工場解体工事」鉄骨（5階建）構造物の解体 他〇件	平成10 年 1 月 から	平成10 年 12 月 まで		
〃	「□□邸解体工事」プレハブ（2階建）建築物の解体 他〇件	平成11 年 1 月 から	平成11 年 12 月 まで		
〃	「★★邸解体工事」木造（2階建）建築物の解体 他〇件	平成12 年 1 月 から	平成12 年 12 月 まで		
工事長	「◆◆倉庫解体工事」軽量鉄骨（3階建）建築物の解体 他〇件	平成13 年 1 月 から	平成13 年 10 月 まで		
		年 月 から	年 月 まで		
		年 月 から	年 月 まで		
使用者の証明を得ることができない場合	⑧ その理由	合計 満 8 年 7 月		証明者と被証明者との関係	⑨ 社員

記載要領

1 この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。

2 「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、解体した建築物等の構造等を具体的に記載すること。

正当な理由により、この方法によることができない場合は、当該事実を証明できる他の者（当時の取締役、又は本人による証明。取締役の場合は、当時取締役であったとわかる謄本・閉鎖謄本が必要）の証明を得ること（記名）。

更新において既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、前回のコピーで可。

(4) 登録申請者の調書の記入要領と記入例

「登録申請者の調書」は、登録申請者が法人である場合には、法人としての「本人」の調書と「法人の役員」の調書を作成します。「法人の役員」の調書は解体工事登録申請書の「役員の氏名及び役名等」の欄に記入した役員全員について作成します。また、登録申請者が個人である場合には、申請者本人（法定代理人を含む。）の調書を作成します。

- ① 「法人の役員・本人・法定代理人・法定代理人の役員」のうち、不要なものを消します。
- ② 「現住所」「氏名」「生年月日」の各欄に記入します。
- ③ 「賞罰」の欄には、解体工事等に関する行政処分あるいは行政罰、その他の賞罰の有無について記入します。該当する賞罰がない場合には、「なし」と記入します。

法人の場合の「本人」の記入例

別記様式第4号（第4条関係）

(A4)

登録申請者 法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人の役員 の調書

②

現住所	郵便番号（○○○ - ●●●●） 東京都新宿区西新宿 ローロ	電話番号（03）○○○○ - ○○○○
フリガナ 商号、名称又は氏名	カクシカイシヤ トキョウカイタイコギョウ 株式会社 東京解体興業	生年月日
賞 年 月 日	賞 罰 の 内 容	
罰	なし	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日		
氏名 株式会社 東京解体興業 代表取締役 東京 太郎		

法人の場合の「法人の役員」の記入例

別記様式第4号（第4条関係）

(A4)

登録申請者 法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人の役員 の調書

②

現住所	郵便番号（○○○ - ●●●●） 東京都新宿区若葉町 ○-○-○	電話番号（03）○○○○ - ○○○○
フリガナ 商号、名称又は氏名	トキョウ カク 東京 太郎 ※ 履歴事項全部証明書に合わせてください	生年月日 昭和55年10月10日
賞 年 月 日	賞 罰 の 内 容	
罰	なし	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日		
氏名 東京 太郎		

法人の場合の「顧問・株主」の記入例

別記様式第4号（第4条関係）

(A4)

登録申請者 法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人の役員 の調書

②

現住所	郵便番号（○○○ - ●●●●） 東京都港区虎ノ門 ○-○-○	電話番号（03）○○○○ - ○○○○
フリガナ 商号、名称又は氏名	シゲユカ カク 新宿 太郎	生年月日 昭和33年12月29日
賞 年 月 日	賞 罰 の 内 容	
罰	なし	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日		
氏名 新宿 太郎		

個人の場合の「本人」の記入例

別記様式第4号（第4条関係）

(A4)

登録申請者 法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人の役員 の調書

②

現住所	郵便番号（○○○ - ●●●●） 東京都中央区日本橋 ●-●-●	電話番号（03）○○○○ - ○○○○
フリガナ 商号、名称又は氏名	ニホ バシラス 日本 橋之介 ※ 住民票に合わせてください	生年月日 昭和60年11月20日
賞 年 月 日	賞 罰 の 内 容	
罰	なし	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日		
氏名 日本 橋之介		

(5) 役員等氏名一覧表の記入要領と記入例

役員等氏名一覧表

太枠内のみ記入してください。

(フリガナ)	カブシキガイシャ トウキョウカイタイコウギョウ
申請者	株式会社 東京解体興業

解体工事業登録番号

第 号

都 記 入 受付日 / / 受付番号 担当者 No.

役員等の氏名・性別	生年月日	役員等の氏名・性別	生年月日
フリガナ トウキョウ タロウ 東京 太郎	M T S H 55年10月10日	フリガナ シンジ ユウ タロウ 新宿 太郎	M T S H 33年12月29日
フリガナ トウキョウ ジロウ 東京 次郎	M T S H 32年5月10日	フリガナ シンジ ユウ ジロウ 新宿 次郎	M T S H 37年4月5日
フリガナ ヨトバシ カズオ 淀橋 一男	M T S H 45年12月18日	フリガナ ヨトバシ ツクオ 淀橋 次男	M T S H 54年6月18日
フリガナ 年 月 日	M T S H 年 月 日	フリガナ 年 月 日	M T S H 年 月 日
フリガナ 年 月 日	M T S H 年 月 日	フリガナ 年 月 日	M T S H 年 月 日
フリガナ 年 月 日	M T S H 年 月 日	フリガナ 年 月 日	M T S H 年 月 日
フリガナ 年 月 日	M T S H 年 月 日	フリガナ 年 月 日	M T S H 年 月 日

- 注1 「役員等」とは、申請者が法人の場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第22条第3項に規定する役員を、個人の場合には、事業主・支配人をいいます。
- 注2 登録の新規・更新の際に、役員等を全員記載してください。
- 注3 役員等の変更届の際は、新たに就任した者のみを記載してください。
- 注4 外国人の方で通称を利用している場合、本名(アルファベット、カタカナそれぞれ記入)に加え、その通称も記入してください。

(6) 解体工事業登録事項変更届出書の記入要領と記入例

解体工事業者として登録を受けた後、登録申請時の事項に変更があった場合は、「解体工事業登録事項変更届出書」により登録事項の変更を届け出ます。この届出は、変更があった日から30日以内に行わなければなりません。また、変更があった事項に応じた書面を添付しなければなりません。

- ① 「商号、名称又は氏名」「住所」「法人である場合の代表者氏名」「登録番号」「登録年月日」の欄には、該当する事項を記入します。
- ② 「変更に係る事項」の欄には、変更があった事項を記入します。
- ③ 「変更前」及び「変更後」の欄には、変更に係る部分を対比させて記入します。
- ④ 「変更年月日」の欄には、変更のあった実際の日付を記入します。

別記様式第6号（第6条関係）

(A4)

解体工事業登録事項変更届出書			
この届出書により、次のとおり変更の届出をします。			
			年 月 日
行政書士等の代理人による申請・届出の場合に記入 申請者本人による申請を行う場合は記入不要 （記入不要例：申請会社の役員・従業員、個人事業主 の事業専従者）		株式会社 東京解体興業 届出者 代表取締役 東京 太郎	
東京都知事 殿		代理人	
フリガナ 商号、名称又は氏名	①	カブシキガイシャ トウキョウカイタイコギョウ 株式会社 東京解体興業	
住 所	郵便番号	(〇〇〇 - ●●●●) 東京都新宿西新宿□-□ 電話番号 (03) 〇〇〇〇-〇〇〇〇	
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	トウキョウ タロウ 東京 太郎		
登録番号	東京都知事（登－〇）第〇〇〇号		
登録年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
② 役員の氏名	東京 次郎（常勤）	東京 八郎（非常勤）	④ 令和7年8月1日
技術管理者の氏名	分別 寛三	資源 行夫	令和7年8月1日

(7) 解体工事業廃業等届出書の記入要領と記入例

解体工事業者として登録を受けた後、法第27条のいずれかの事項（P 4 (4)「**廃業等の届出**」）に該当する場合には、「解体工事業廃業等届出書」により廃業の旨を、**30日以内**に届け出なければなりません。これに該当する事項に応じた書面を添付しなければなりません。

- ① 申請者は、該当する事項の届出を行う者の氏名を記入します。
- ② 「商号、名称又は氏名」「住所」「法人である場合の代表者氏名」「登録番号」「登録年月日」の欄には、該当する事項を記入します。

第4号様式（第6条関係）

解体工事業廃業等届出書	
この届出書により、次のとおり廃業等の届出をします。	
年 月 日	
行政書士等の代理人による申請・届出の場合に記入 申請者本人による申請を行う場合は記入不要 （記入不要例：申請会社の役員・従業員、個人事業主 の事業専従者） 届出者 ① 株式会社 東京解体興業 代表取締役 東京 太郎 代理人 _____	東京都知事 殿
（フリガナ） 商号、名称又は氏名	② カブシキガイシャ トウキョウカイタイコウギョウ 株式会社 東京解体興業
住所 （法人である場合は、 事務所の所在地）	郵便番号 （ 〇〇〇 - ●●●● ） 東京都新宿区西新宿〇ー〇 電話番号 （03）〇〇〇〇－〇〇〇〇
（フリガナ） 法人である場合の 代表者の氏名	トウキョウ タロウ 東京 太郎
登録番号	東京都知事（登－〇）第〇〇〇号
登録年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
※廃業の理由を記載する 例）解体工事業を廃止したため	

(8) 建設業許可取得通知書の記入要領と記入例

解体工事業者として登録を受けた後、建設業法に定める業種のうち、土木工事業、建築工事業又は解体工事業のいずれかの建設業許可を取得した場合は、東京都知事に「建設業許可取得通知書」によりその旨を届け出ます。

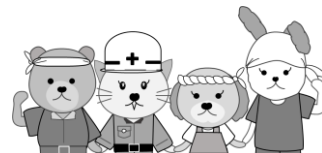
なお、本通知書を届け出る場合、**解体工事業廃業等届出書（P20）**の提出は不要です。

- ① 「東京都知事（登一 ）第 号」には、現に受けている解体工事業者登録番号を記入します。
- ② 「土木工事業・建築工事業・解体工事業」については、不要なものを消します。

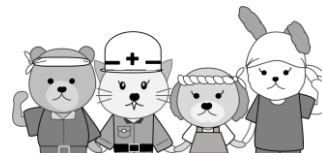
別記第1号様式（第3条関係）

年 月 日	
東京都知事 殿	
行政書士等の代理人による申請・届出の場合に記入 申請者本人による申請を行う場合は記入不要 (記入不要例：申請会社の役員・従業員、個人事業主の事業専従者)	住所 東京都新宿区西新宿〇ー〇 氏 名 株式会社 東京解体興業 代表取締役 東京 太郎 〔法人にあっては、その事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕
代理人 _____	
建設業許可取得通知書	
① 東京都知事（登一 〇）第〇〇〇号の解体工事業については、建設業法別表の下欄に ② 掲げる 土木工事業 建築工事業 に係る同法第3条第1項の許可を受けたので、解体工事業 解体工事業 に係る登録等に関する省令第1条の規定に基づき通知します。	

MEMO



MEMO



印刷物規格表第3類
印刷番号(7)40

解体工事業者登録申請等の手引

発 行 令和7年10月
東京都都市整備局市街地建築部建設業課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
TEL(直通) 03-5388-3353
印 刷

本書は再生紙を使用しています。



古紙配合率70%再生紙を使用しています